

第18回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成14年3月28日

場所 プリムローズ大阪

第18回大阪府環境審議会会議録

開会 午前10時

司会（前川補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第18回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の前川でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、末吉部長からごあいさつを申し上げます。

末吉環境農林水産部長 第18回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、年度末の大変ご多忙のところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、環境行政を初め府政の各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪府域におきましては、大量の廃棄物の排出、大阪の美観を損ねる不適正処理などが大きな課題となっておりまして、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不適正処理の撲滅等に向けた取り組みの強化が求められております。このため、循環型社会の形成を図り、大阪をきれいな町とするための仕組みづくりの一つとして、府民・事業者・行政等の責務を定めた、仮称でございますが「大阪環境都市条例」の制定を目指すことといたしました。本日は、その条例の基本的な考え方につきまして諮問させていただくこととしております。また、府域で確認される事例がふえております土壤汚染の問題につきまして、府民の安全と安心を図るため、府域の状況に適した土壤汚染対策の制度化につきましても、あわせて諮問させていただくこととしております。

このほかに、本日の審議会におきましては、ご審議いただいた上でご答申いただいた案件が3つございます。1つ目は、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理に関する施策を総合的、計画的に推進するための廃棄物処理計画についてでございます。2つ目は、大阪湾の水質改善を目指した化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準についてでございます。3つ目は、府内河川のより一層の水質改善を目指した水質環境基準に係る河川の類型の見直しについてでございます。以上3

点でございます。ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方には、府政に対する引き続きましてのお力添えをお願い申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつといたします。

司会（前川補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただいた方につきましてご紹介させていただきたいと存じます。

（新委員紹介）

本日ご出席いただいている委員及び幹事の方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち31名の方の出席をいただいているので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

まず、議事1で、2件の質問をお受けしたいと思います。

末吉環境農林水産部長 知事にかわりまして、私から質問をいたしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1つ目でございます。

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江

循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の
基本的考え方について（質問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくご審議をお願いします。

[末吉部長より南会長に諮問文書手交]

続きまして、2点目でございます。

大阪府環境審議会

会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江

大阪府における土壤汚染対策制度について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

どうかよろしくご審議をお願いいたします。

[末吉部長より南会長に諮問文書手交]

司会（前川補佐） それでは、これ以降の議事につきましては、会長の方でよろしくお願いしたいと思います。

南会長 早速でございますが、議事2に入らせていただきます。ただいま2件の諮問をいただきました。そのうちのまず1件、循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の基本的な考え方、この問題から審議に入らせていただきます。

まず、事務局からご説明をお願いします。

事務局（藤田室長） 環境整備室長の藤田でございます。それでは、仮称ではございますが、「大阪環境都市条例」の基本的な考え方の諮問に関する趣旨及び背景についてご説明いたします。

初めに、資料1-1をご覧ください。この資料1-1は、先ほど末吉部長から南会長にお渡しいたしました諮問文でございますが、裏面にこの諮問に関する説明を載せております。

大阪府域におきましては、依然として大量の廃棄物が排出されるとともに、大阪の美観を損ねる不法投棄などは後を絶たない状況にございます。加えまして、リサイクル率の伸び悩みなども課題となっております。これらの課題を解決するためには、現在の生活様式や行動を見直し、適切な役割分担とパートナーシップのもとで、各主体が一丸と

なって取り組みを進める必要があります。そのため、府民・事業者などの責務を定め、自主的な活動を促進するなど、循環型社会を形成し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりの一つとして、条例の制定を目指すことといたしました。条例制定に当たりましては、幅広く府民の方々などからご意見を伺い、それを反映させますとともに、条例に定めるべき事項や法律との整合性の確保等について、専門的見地から検討を進める必要がございます。このため、循環型社会の形成に向けて、「大阪環境都市条例」の制定に関する基本的な考え方について、本審議会の意見を求めるものであります。

なお、本条例の制定につきましては、本日の議事の6番目、廃棄物処理計画部会の報告におきまして説明されます大阪府廃棄物処理計画案にも位置づけられているところであります。

資料1-2に沿いまして、条例制定の課題とその背景についてご説明いたします。

資料1-2をご覧ください。罫線で囲っておりますところの記載事項が、現在、特に条例制定により対応すべきと考えている課題でございます。もちろん課題はこれに尽きるものではありませんが、当面、(1)不法投棄等の不適正処理の撲滅と(2)の資源循環の促進を中心として、条例制定に向けた主な課題を整理いたしました。これらの背景につきまして、簡単にご説明させていただきます。

罫線の下に背景として取りまとめていますが、廃棄物の排出状況のうち、一般廃棄物につきましては、(1)の②に記しておりますように、1人1日当たりの排出量が全国平均より220gも多い状況にあり、また、ごみのポイ捨てなどによりまして、大阪の美観が大きく損なわれている状況でございます。産業廃棄物につきましては、資料のとおり減少傾向にありますものの、今後、住宅、社会资本の更新に伴う建設廃棄物の増加等により、排出量の増大が危惧されております。

2ページをお開き願います。不法投棄など廃棄物の不適正処理に関する状況を取りまとめておりますが、苦情件数はこの5年間で倍以上増加しております。(2)に示しますように、不適正処理に関する主な取り組みにつきましては、①の代執行等による撤去事例で示しますように、府民の生活環境に影響を及ぼすものにつきましては積極的に代執行を行いますとともに、②に示しておりますように、勧告・命令、取り消し・停止の件数は、廃棄物処理法の改正の趣旨を踏まえまして厳正な法令の適用に努めたことにより、大きく増加しております。加えまして、③に示しておりますように、不適正処理防止に

向けた対策として、積極的な監視パトロールや府民啓発に努めているところであります。

次のページには、資源循環の促進に関する状況を記述しております。リサイクルの状況につきましては、資料にございますとおり、リサイクル率が、一般廃棄物においては全国平均を5.7ポイント、産業廃棄物では16ポイント下回っている状況にあります。府といたしましては、(2)に示しておりますように、減量化・リサイクルの促進に向け、啓発やグリーン購入等に取り組んでいるところでありますが、さらなる促進に向け、新たな仕組みづくりが必要な状況となっております。

なお、4ページには、循環型社会の形成のための法体系を示させていただきました。

恐縮でございます。1ページにお戻りいただきたいと存じます。こうした状況を踏まえまして、条例制定に向けた課題といたしましては、(1)の不法投棄等の不適正処理の撲滅を図るために、府民・事業者の方々に対する責務の明確化をはじめ、土地所有者に対する適正管理の責務、さらには不適正処理防止等の観点から、行政処分を行った際の公表措置に対する根拠規定の創設などが課題であると考えております。

また、循環型社会の形成には、資源循環の促進が重要でありますことから、府民・事業者の方々の役割分担、パートナーシップによる自主的な活動を促進するための責務の明確化、エコ製品の需要創出に向けた取り組みなどの仕組みづくりが必要であると考えております。

このほか、処理施設の設置に係る周辺住民の方々への説明等の手続の関係、ポイ捨てに関する対策なども考えられますが、さらに、それぞれ現行法との整合性や、市町村との役割分担の整理などが必要となってまいりますので、今後、これらの事項も含めまして、条例に定めるべき項目についての基本的な考え方についてのご審議を賜りたいと考えております。

循環型社会形成に向けた、仮称ではございますが「大阪環境都市条例」の基本的な考え方の諮問に関する趣旨及び背景に関する説明は以上でございます。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの「大阪環境都市条例」制定に対する基本的な考え方の説明に対して、ご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

小谷委員 これまでも、昨年、家電リサイクル法なんかがスタートいたしまして、私も去年のこの審議会で、家電リサイクル法で不法投棄がふえるのではないかという意見も出させてもらいました。循環型社会の法律も決まって進んでいるのだから、本来であれ

ば不法投棄などは減っていく方向にあると思うんですけども、それがふえているというのを、やっぱりどこかに矛盾があるということだと思います。今回、せっかく条例を制定するのですから、その矛盾を明らかにしまして、不法投棄をなくしていくことを目的としていただきたいと思いますし、単に行政処分ということだけではなくて、例えば家電製品でしたらメーカーの引き取り義務など、製造者の責任を入れていただきたいと思います。

それから、条例は、不法投棄などが本当に減っていくような実効あるものにしていただきたいことと、今後検討していく上で、府民の皆さんから意見を聞く場があると思うんですが、ぜひ具体的な説明会の場所を設けていただきたい、パブリックコメントで個別の意見を寄せるだけではなくて、公聴会を開いていただきたいということを申し述べておきます。

南会長 ありがとうございます。ただいまの小谷委員のご発言は、これを今後審議していく上でのご意見と承ればよろしくございますか。

事務局の方、よろしくございますか。

そのほか、いかがでしょうか。——特にないようでございますので、それでは、「大阪環境都市条例」制定について、事務局からこういう基本的な考え方であるということでしたが、今後、条例化に向けて審議を進めていただきたいと思います。

次に、そのためにはどういう手順をとるかということで、議事の3に移させていただきます。循環型社会形成に向けた条例検討部会の設置、あるいは組織及び運営についてでございます。

私としましては、本日質問をいただきました事項につきまして、今ご意見もいただきましたが、専門的な内容を効率的に審議していただくという観点から、大阪府環境審議会条例第6条第2項によりまして、部会を新たに設置し、そこで集中的に検討を行っていただいた方がよいのではないかと考えます。そこで、事務局から、この部会の設置及び組織、運営等につきましてご説明をお願いします。

事務局（藤田室長） 循環型社会形成に向けた条例検討部会の設置、組織及び運営についてご説明いたします。

資料2の部会の運営要領案、「大阪府環境審議会循環型社会形成に向けた条例検討部会運営要領（案）」をご覧ください。

まず、「第1 趣旨」に記載のとおり、この部会は、循環型社会形成に向けた「大阪

府環境都市条例（仮称）」の基本的考え方について検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものであります。

次に、「第2 組織」についてでございますが、(1)の①に記載する審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員3名以内と、(1)の②に記載する審議会条例第3条第2項に規定する専門委員若干名について、会長にご指名いただいたいて組織することとしております。また、審議会条例第6条第4項及び第5項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たること、及び部会長は部会の会務を掌理することが定められておりますが、(2)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理することについて規定いたしました。

さらに、「第3 会議」では、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となること、「第4 補則」では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める旨を規定し、審議会条例及びこの要領に従って部会を運営し、条例の検討をお願いいたしたいと考えております。

循環型社会形成に向けた条例検討部会の設置、組織及び運営につきましての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

南会長 ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見、あるいはご質問はございませんでしょうか。——特にないようでございますので、それでは、大阪府環境審議会条例第6条第2項に基づきまして、当審議会に循環型社会の形成に向けた条例検討部会を設置することとし、同条第6項に基づいて、同部会の組織、運営に関する規程を原案のとおり定めることとしてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

特にご異議がないようでございますので、それでは、ただいまの組織、運営に関する規程を原案のとおり定めさせていただきます。

また、この部会の公開についてという問題でございますが、府の施策、計画立案などで重要な役割を果たしている審議会は、審議会過程を府民に明らかにし、審議会のより公正な運営を図るために、原則的に公開しております。この趣旨にのっとって、この部会の会議を公開することとしたいと思いますが、よろしゅうござりますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

特に異議ないようでございますので、それでは、この部会の会議は公開とさせていた

だきます。

また、部会に属する委員、専門委員並びに部会長につきましては、大阪府環境審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、会長が指名することになっておりますので、後日、私の方から指名させていただくということで、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事の4番に移らせていただきます。

2つ目の質問の件であります。資料は委員の先生方に後でお送りしたものでございます。大阪府における土壤汚染対策制度について、まず事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（北田課長） 環境指導室保全課長の北田でございます。資料6-1でご説明申し上げます。

資料6-1の質問文の裏面に説明が書いてございます。読み上げさせていただきます。

大阪府域においては、工場跡地の再開発や事業者の自主調査により、近年、土壤汚染が確認される事例が増えておりますが、土壤汚染については、有害物質を含む土壤を直接摂取することにより、また、地下水に汚染物質が溶出し汚染された地下水を飲用することにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

しかしながら、土壤——この土壤は田や畑等農用地を除きますが、この調査や汚染地が見つかった場合の浄化等の対策を具体的に規定した法制度がなく、国が定めた調査・対策指針に則り、事業者の協力を求めて調査や対策を進めているのが現状であります。

このため、土壤の汚染状況の把握が不十分であったり、必要な対策が迅速に実施されない場合があるといった問題があり、また、調査や対策を実施する者と、そうでない者との間で不公平も生じることから、土壤汚染対策の実施者や調査の契機、対策の手法など土壤汚染対策に関する具体的な仕組みを規定した制度化が必要です。

現在、現に有害物質を取扱う工場等が廃止される時に土地所有者等が調査を行い、汚染が拡散して人の健康に影響を及ぼすおそれがあれば、封じ込めや浄化等の措置をとることを基本的内容とする「土壤汚染対策法案」が国会に提出されています。しかしながら、古くから工業化が進んだ大阪府域には、法案の規定では調査の対象とならない工場跡地が存在しているおそれがあります。土壤汚染対策を推進するため、法律との整合性を踏まえて、府域の状況に適した制度化を図る必要があります。

制度化の検討に当たっては、事業者や府民等からの意見を反映させるとともに、制度に盛り込むべき事項や関連する法律との整合性の確保等について専門的な見地から検討を進める必要があります。

このため、大阪府における土壤汚染対策制度について貴審議会の意見を求めるものです。

資料6-2によりまして、制度化の留意点、あるいはその背景についてご説明させていただきます。

資料6-2の1ページ目、枠で囲っておりますのが主な留意点でございます。3項目6点でまとめております。

まず、(1)の土壤汚染の調査につきましては、事業者あるいは土地所有者、これは一緒の場合も別の場合もございますが、その責務の明確化と、どういう調査をいつやればいいのかといった点でございます。(2)の土壤汚染の対策でございますが、これも事業者、土地所有者の責務の明確化と、どういう手法がよいのかといったこと。(3)の行政の関与では、行政関与の仕組み、あるいは情報公開について、どういうあり方がよいのかといったところが留意点と考えております。

背景でございますが、1は土壤汚染の特質でございます。3行目までは人の健康について、4行目からは特質を書いておりまして、大気や水質と比べ拡散・希釈されにくい、長期にわたって汚染状態が存続し続ける蓄積性の汚染である、局所的である、上から見ただけではわからない、またそういう土地につきましては所有権等の私権の対象となっているといったことが特質と考えております。

2. 土壤汚染の状況でございますが、2ページに表を記載しております。上は、土壤汚染が判明した件数を、全国、大阪府域について平成10年度から載せております。年々増加の傾向にございます。その下の表は、汚染物質の内訳でございます。平成3年度から12年度までの累積でございます。全国で見ますと、重金属による汚染が一番多くなっておりますが、大阪府域は、揮発性有機化合物の汚染が多いことが特質かと考えております。

3はこういうことが顕在化している背景でございますが、工場跡地の再開発、売却時に調査を行いますので、そういうときに出でたり、事業者の環境管理の一環として、例えばISO 14001をとるようなときに調査をしまして、これが出てくることがございます。

4は現在の土壤汚染への取り組みでございます。大阪府におきましては、環境省の指針にのっとって調査、対策を指導いたしております。揮発性有機化合物の使用実績のある大規模事業所に対しては、地下水汚染とあわせて土壤汚染の調査についても指導を行っております。下の表がその調査件数でございます。国の取り組みを2ページの下の行から3ページにかけて①から⑤まで書いております。

5. 土壤汚染に係る基準等の設定状況ですが、環境基準や要措置レベルが決まっておりまして、具体的には4ページに書いております。一番上のカドミウムから一番下のダイオキシン類まで、全部で27項目について土壤環境基準等が設定されております。

最後の5ページでございますが、国の法案のもとになりました中央環境審議会の答申を抜粋して載せております。時間の関係上、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

南会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

——特ないようございますので、それでは、この具体的な取り組みということで、議事の5番、土壤汚染対策検討部会の設置、組織及び運営に移らせていただきます。

これも、先ほどの議題3と同様に、部会の設置及び組織、運営について規定するのがいいのではないかということで、事務局からこのあたりについて続けてご説明をお願いいたします。

事務局（北田課長） 資料7、土壤汚染対策検討部会の運営要領でございます。

「第1 趣旨」は、大阪府環境審議会に土壤汚染対策検討部会を置くということでございます。

「第2 組織」でございますが、この部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織をしていただきたいと思っております。学識者が3名以内、専門委員が若干名でございます。(2)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理すると定めております。

「第3 会議」でございますが、部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となるということでございます。

「第4 補則」としまして、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定めるとしております。

以上でございますが、土壤汚染対策につきましては、非常に専門的でございますので、その検討に当たりましては、この部会を設置し、具体のご検討をお願いしたいと考えて

おります。委員及び専門委員につきましては、土壤あるいは地下水汚染にご造詣の深い各方面の先生方にお願いをいたしたいと考えております。

最後に、スケジュールでございますが、現在、国の方では法案がございます。この状況も見ながら、その動きに合わせてこの春ぐらいからご審議を数回いただきまして、私どもといたしましては、秋ごろぐらいまでには検討結果を取りまとめていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

南会長　　ただいまの部会設置関連のことで、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。
——特にないようございますので、それでは、この審議会に土壤汚染対策検討部会を設置することといたしまして、組織、運営等に関する規程を原案のとおり定めることとさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この部会も、先ほどと同様に公開ということで進めさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

特にご異議がないようですので、この部会も会議は原則公開とさせていただきます。

さらに、委員あるいは専門委員及び部会長につきましても、後日、私の方から指名させていただきます。よろしくご協力のほどお願いいたします。

引き続きまして、議事の6、廃棄物処理計画部会の報告に移らせていただきます。

これは、昨年3月に諮問を受けまして、その後、廃棄物処理計画部会において鋭意ご検討いただき、前回の審議会では中間報告をいただきました。さらに、ことしの1月にパブリックコメントをとりまして、それを踏まえた検討をしていただいております。この廃棄物処理計画部会の報告につきまして、部会長の寺島委員の方から検討結果の最終報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

寺島部会長　　ただいま会長からご説明いただきましたとおり、昨年12月の第17回本審議会に廃棄物処理計画部会から中間報告いたしました大阪府廃棄物処理計画案につきましては、本年1月8日から1ヶ月間、パブリックコメント手続を実施いたしました。それにより寄せられましたご意見を踏まえ、部会において計画案の修正を行いましたので、この経過と修正内容についてご説明いたします。

お手元の資料3-1をご覧ください。タイトルは「大阪府廃棄物処理計画（案）に対する府民等からの意見の概要とそれについての大坂府環境審議会廃棄物処理計画部会の

見解」となっております。時間の都合上、これによりご説明いたしますが、より詳細な意見とそれらに対する部会の見解は3-1の別添資料1、また計画案の主な修正箇所につきましては、別添資料2に取りまとめております。

1ページをお開きください。パブリックコメント手続の概要について簡単にまとめております。府民意見の募集は、昨年4月に策定されました大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づいております。意見募集期間は、1月8日から2月7日までの1ヵ月間、ホームページへの掲載により周知し、計画案は大阪府府政情報センターなど5ヵ所で縦覧に供しますとともに、パンフレットや概要版を作成して配付いたしました。また、大阪府の府政モニターの方への説明を行いますとともに、工業会や建設業協会など業界団体への説明も並行して実施いたしました。いただきましたご意見は196件、提出者の内訳は、103件が府政モニターであるなど、お手元の資料のとおりであります。なお、お1人で複数のご意見を寄せられた方もおられます。

2ページをごらんください。196件という大変多くの意見をいただきましたので、まずこれらを分類しまして、別添資料1に示しておりますが、同趣旨の意見を集約して85の意見にまとめ、市町村長方のご意見もあわせ、それぞれについて検討いたしました。結論的には、多くのご意見の趣旨は計画案に記載されておりまして、修正を要しないと判断されましたが、集約した11のご意見については、その趣旨を踏まえまして計画案を修正いたしました。

まず、序章の「計画策定趣旨等」に関するものとして、循環型社会の定義などについてご意見をいただきましたが、2点について計画案を修正しております。

第1点目は、意見No.4、「焼却中心主義の廃棄物処理が問題であるので、基本原則に最小限焼却の考え方を加えるべきであるとのご意見に基づくものでございます。一般廃棄物の資源化施設の整備の促進についての記述の前段に、アンダーラインをつけました部分ですが、「廃棄物を資源としてとらえ、資源の循環を基調とする経済社会システムへの移行を図る必要があります。このため、ごみを資源として有効利用できるシステムの構築に向け、市町村や民間の資源化施設の整備を促進します。」という記述を加えております。

2点目は、意見No.5、「最適生産、最適消費、最少廃棄型の循環型社会」という表現は誤解を招くので、環境への負荷をできる限り低減するとの意を明確にした表現にすべきであるとのご意見に基づきまして、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、「天

然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会」と修正しております。

次に、「廃棄物処理の基本方向」に関するものとしまして、用語の使い方とか削減目標の設定方法などについてご意見をいただきましたが、4点につき計画案を修正しております。

その第1点目は、意見No.15、「大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着している」という表現は個人のライフスタイルのみに問題ありとれること、それから「定着している」という表現は解決の道がないようにとれることから適切でない、こういうご意見によるものであります。当該部分は、「府域においては大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着していること、多くの事業所が府域に集中していること」を「府域では、大量生産、大量消費、大量廃棄を生み出す社会経済システムとなっていること、多くの事業所が集中していること」と修正いたしました。

3ページに参りまして、第2点目は、産業廃棄物の将来予測で排出量が増加しているのに、減量化目標は平成22年度で半減となっているが、実現可能なのか、少しあわかりにくいというご意見についてであります。目標値は、今後の施設の整備状況とか法令等で規定されている目標等を踏まえて設定しておりますが、排出量と減量化量との関係をよりあわかりやすくするために、一般廃棄物、産業廃棄物とも新たに図を添付したいと考えております。お手数ですが、資料3-1の別添資料2の5ページをお開きください。この図を、目標値の表の後、計画案本文で申しますと、31ページと76ページに追加いたしました。

本編に戻つていただきまして、3ページの意見No.17でございますが、3点目は、「発生量」「発生抑制量」「発生抑制後の排出量」という用語がわかりにくいというご意見でございます。これにつきましては、当該ページに用語の解説を加えております。

次に、連携の強化についての記述の部分で、府民・事業者に加え、市町村との連携を記述すべきとのご意見をいただきました。一般廃棄物の処理主体である市町村と連携を図る必要があることは当然でもございまして、府民・事業者等の中に含まれていると考えておりましたが、これをより明確にいたしますため、「府民・事業者・市町村等」と修正いたしました。ただ、国との連携にも言及している部分や大阪府を含めた部分では「府民・事業者・行政等」と表現しているなど、一律にすべきでない箇所もございますので、前後の文脈に応じて修正しております。

3ページの中段ですが、計画案の「第1章 一般廃棄物」の「減量化・リサイクルの促進」の部分では、分別区分の細分化や統一化などにより分別収集を拡充すべきであるといったご意見がございましたが、いずれも計画案に記載されている内容でございます。また、有料制については、賛否両論ございましたが、ごみ減量化に向けた手法として、府民のご理解を得ながら活用していくべきと考えておりますし、消費者だけに負担を強いることにならないよう、また同時に事業者側の発生抑制を促進することを計画案に位置づけておりますので、この旨、見解として示しております。

次に、「適正処理の推進」の部分では、一般廃棄物の広域処理についての賛否とかダイオキシン類対策の徹底などについてご意見がございましたが、次の点について計画案を修正しております。すなわち、維持管理等におけるダイオキシン類対策の推進に関する記述で、ごみ焼却施設のみならず、最終処分場における対策も必要というご指摘がございましたが、もっともございまして、これについては最終処分場を加えた表現に改めております。

4ページに移りまして、「一般廃棄物の適正な処理の確保」に関しましては、し尿の海洋投棄への一刻も早い対応とか、フェニックス計画の凍結を求めるご意見などもございましたが、し尿については法に基づく取り組みを行う旨を、またフェニックス計画につきましては、発生抑制・リサイクルを一層推進した上で、どうしても埋立処分せざるを得ない廃棄物の適正処分を図るため、周辺環境の保全にも配慮しつつ計画を進める旨を計画案に記載しておりますので、これを見解として示しております。

次の計画案の「第2章 産業廃棄物」の部分について、まとめてご説明いたします。ここでは、前回の産業廃棄物処理計画の達成状況や、産業廃棄物の減量・リサイクル、適正処理に関する施策などについてご意見がございました。また、PCB廃棄物の早急な対策を求めるご意見、処理施設の設置時の情報公開に関するご意見など種々の意見をいただきましたが、いずれも対応する施策が計画案に記載されていると考えております。

続いて、「第3章 不適正処理の撲滅」に関しましては、不適正処理対策の強化を望む、不適正処理を行う業者などの情報公開などについてご意見がございましたが、これらに対応する施策も、いずれも計画案に記載されていると考えております。

4ページの一番下の「第4章 循環型社会をめざした施設整備」に関しましては、大阪エコエリア構想についての賛否両論のご意見とか、焼却灰の溶融処理に関するご意見などがございました。事務局によりますと、大阪エコエリア構想は、14年度に学識経験

者や民間企業で構成します協議会を設置して検討されるということでありますので、今後の構想の策定に当たっては、いただきましたご意見も参考にしていただきたいと思っております。

5ページに移っていただきまして、第5章の「府民・事業者・行政等の役割分担」の部分ですが、事業者の役割を明確にすべきであるというご意見や、計画の進捗管理などについてのご意見がございまして、次の3点について計画案を修正しております。

1点目は、リサイクルの観点から事業者の役割について製造業者側の役割をより明確にすべきというご意見につきまして、「適正な処理が困難とならない商品等の製造・販売を行う。」という部分に「使用後に再使用・再生利用が容易な」という文言を追加いたしました。

第2点目は、計画の進行管理の必要性についてのご意見でございますが、計画の進行管理は当然のこととございまして、これに基づく計画の適正な進捗を図ることのみならず、国の動向、リサイクル技術の進歩、近年の社会情勢の変化などへの対応まで含む計画であるとしておりすることから、特に強調して触れてはおりませんでしたが、進行管理は確かに基本的かつ重要なことありますので、これを明確にするため、第5章の最後に新たに計画の進行管理の項を起こしまして、「循環型社会を形成していくためには、計画に記載した施策を着実に実行していくことが必要です。」「このため、廃棄物の発生等の状況や各種施策の実施状況などについて、定期的に把握するとともに、課題を検討するなどの進行管理を図ります。」という記述を加えております。

3点目は、府の役割の部分で、「廃棄物の発生や処理の状況等を把握するよう努めるとともに」という部分から「よう努める」という表現を削除しまして、積極的に取り組んでいただくような趣旨に修正しております。

次に、「府民・事業者・市町村等との連携」に関しましては、環境教育や情報共有の重要性を指摘するご意見などがございましたが、これらに対応する施策はいずれも計画案に記載されていると考えております。

6ページに移りまして、「循環型社会の形成を推進するための条例の制定」の部分につきまして、「訓示的な」という表現を削除すべきとのご意見をいただきました。これは、そのように修正しております。また、この件につきましては、先ほど「循環型社会形成に向けた大阪環境都市条例（仮称）の基本的な考え方」について府から当審議会に諮問がなされたところでございまして、今後のご審議をよろしくお願ひしたいと考えて

おります。

以上、パブリックコメント手続の結果の概要と、それを踏まえました修正案につきご説明いたしました。

これ以外にも、12月の中間報告以降に公表されましたデータとか法の施行令改正などによる修正や、計画案をさらに精査しました結果、法令の表現との整合を図るべき点、体裁上の修正点等がございました。それらにつきましては、別添資料2-3、4ページに記載しております。

これらをあわせまして修正したものが、お手元の資料3-2「大阪府廃棄物処理計画(案)」でございまして、廃棄物処理計画部会より本案を最終案として本審議会にご報告申し上げる次第です。

なお、本日配付しております正誤表による部分修正がございますが、これも含めまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

南会長 寺島部会長、どうもありがとうございました。

ただいまの最終報告案につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

小谷委員 部会の皆さんのが熱心な討議に敬意を表します。さまざまな意見が寄せられたということで、見せていただきました。

まず、私も12月の中間報告のときに意見を述べさせていただいたんですが、一つは製造者責任の問題で、製造者が有害なものをつくらない、また出したものを回収するとか、そういう製造者の責任のところは、少し文言を変えていただいたようですが、いま一つあいまいなような気がするんです。それが一点で、もう少し製造者の責任をきちんと明記していただきたいと思います。

2番目に、有料化の問題では、賛否両論あったというご説明があったかと思うんですが、今、特に大阪は、深刻な不況で、失業率も7.2%ということで全国第2位の状況、その上に医療制度の改悪で医療負担がふえるとか、府民生活においてさまざまな深刻な状況がある中で、有料化への反対の声が当然あったかと思います。その辺から、今ここで、あつたけれども有料化に突き進んでいいのかという疑問がすごくあります。ですから、今の段階で有料化を明記していただきたくないということが2点目です。

それから、広域処理の問題につきましても、資料3-1の別添資料1の5ページに、27番が広域化による過大な焼却施設の建設に反対する、28番が広域的観点からの施設整

備を進めてください、この両方のご意見を書いていただいているんですが、数にしてどちらがどのぐらいの意見を出されたのかなという疑問がわきました。広域処理の問題については、1ヵ所に広域範囲から廃棄物積載車が集中してくるということで、二酸化窒素の大気汚染は東京都に比べても大阪市内なんかはひどい状況にありますし、これ以上廃棄物積載車などが集中することはいかがなものか。天然ガス車の低公害車も少しづつ進んでおりますが、まだ大気汚染を抑えるほどには至っていないと思いますから、広域処理計画がそういう対策がないまま進んでいくことについては、私は不十分だなと思います。

南会長 まず、寺島先生の方からお答えいただけますでしょうか。

寺島部会長 説明不足の部分は事務局から補足説明をお願いいたしますが、まず最初の製造者責任の問題は、産業廃棄物等の適正な処理に係ることよりも、今のご意見は、特に資源化・リサイクル等における製造者責任について、もう少し明確にした方がいいというご趣旨のようにとれましたが、よろしゅうございましょうか。

小谷委員 はい。

寺島部会長 事業者の役割としまして、具体的には計画案本文の92ページに項目的に挙げておりますが、認識としては、製品等の再使用、再生利用、広い意味での資源化利用等を進める観点から、そうした製品の設計、製造まで踏み込んでの資源化ととらえておりますので、これはただいまのご趣旨に基づいた計画案になっていると私は思っております。要は、ご承知のように設計思想の変革が求められており、ある意味では常識のようになっておりますが、そういった視野でとらえておりますことをご理解いただければと思います。細かくは、92ページ、93ページにわたって書いております。

それから、広域処理につきましては、ご承知のようにダイオキシン問題に端を発して、技術的な話になりますが、中小の焼却炉では、800°C以上の連続的な、あまり燃焼の状態が変化しないような焼却が維持できないためにダイオキシンが分解されずに環境に排出されるという現状を改善するため、大型炉に集中せざるを得ないという観点から、広域処理計画が導入されたわけでありまして、これは現実に廃棄物処理に伴う環境汚染という大きな問題を解決するための有効な手段でありますし、もう一つの資源化の観点から言いましても、市町村単位で資源化を考えていくことは非常に不合理であるということはご理解いただけると思います。物の生産とか消費は非常に広域にわたって行われていて、それに関して非常に狭い区域で資源化を考えることの不合理性はご理解いただけ

ると思うんですが、そういうものの適正処理と資源化の合理化を高めていくという大きな視点があり、有効性があると私は思っております。もちろん処理が集中することに伴う環境汚染等の懸念はございますが、こういうことについては十分配慮をして行うということを計画案にも明記しておりますので、ひとつご理解いただければと願う次第であります。

3点目の有料化の問題につきましては、ご指摘のように、若干というとお叱りを受けるかもしれません、直接的に消費者の家計に響くものであることは自明でありますけれども、廃棄物の減量化をいかに進めるかということでは、発生抑制から始めて、この手段として有料化が有効であるという研究結果等がございます。また、実際的に有料化を実施している市町村等において、減量化が達成されたという事例が示されております。

もう一つは、その背景として、ごみを排出する生活者の廃棄物に対する意識を高める大きな手段の一つであると私は思っております。要は、ごみを排出して処理するのは税金の中で適当にやってくれ、やるのが当然だというような考え方が通らない社会でございますから、もちろん廃棄物処理事業自体が地方財政全般において大きなウエートを占めるという実態もございますし、そういう意味では廃棄物処理事業の財政面での改善も地方行政の大きな課題であると言われておりますが、それにどれだけプラスするかは別としても、そういう実態も背景にして考えるべきであると思います。

確かに生活に響く云々という問題はございますが、環境保全型、資源循環型社会をつくっていく上では、生活者もひとつ覚悟を決めてご協力しなければならんだろうという現状の社会の中で、生活者が分担すべき役割ではないかと私は思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

南会長 よろしうございますでしょうか。ただいまの小谷委員からのご質問に対しては、製造者責任は、修正も含めてかなり突っ込んで本文中に記述してある、有料化については、やはり各個人の責任をある程度明確にすることで全体を良くしようという観点がある、広域的な処理については、本文を見ますとそれなりに触れられているというご回答でございます。

寺島部会長 ただ、府下の各廃棄物処理事業体において、すべて有料化を促進せよとはうたっておりません。その自治体等の社会経済事情あるいは市民の考え方に基づき、よく調整を図りながら進めていただきたいという趣旨になっているかと思います。その点、よろしく。

南会長 事務局、補足はございますか。

特にございませんか。それでは、ほかに、どうぞ。

西口委員 私も、ごみ処理の広域化計画というのを本当に推進していいのかどうか、疑問を持っているところがあります。というのは、プラス面は当然あると思うんですが、マイナス面が余り記述されてなくて、そのマイナス面をどうやって克服していくかという点が非常に欠けているのではないかと思っております。

それと、有料化についても、プラス・マイナスそれぞれ意見があつて、私は基本的には有料化してもいいんじゃないかと思うんですが、有料化できる条件といいますか、その辺は非常に難しい点がありますので、そこら辺もきちつと触れていただいた方がよかつたのではないかと思っております。

寺島部会長 基本的には、先ほどのご質問にお答えした内容でご理解いただきたいと思いますが、広域化についてのメリット、デメリットは確かにございます。これも先ほど一点触れましたが、集中化による問題については、環境保全対策で十分に慎重に対応していくことを期待しております。

もう一つ、私が個人的にデメリットと考えておりますのは、広域化していくと、先ほどのご質問の裏腹にありますが、排出者、生活者が身近な問題としてとらえがたくなっていくのではないかと。これは流域下水道問題等の折に非常に議論になった点ですが、そういうこともあります。そのデメリットは、廃棄物処理あるいは資源化等の重要性を施策を進めていく上で常に生活者にも認識していただくという点でカバーできると思いますし、これは例としてあまり良くないかもしれません、先ほどの有料化等もその一端にはなろうかと思います。ただ、そのあたりはちょっと明確に表現しがたい点で、明確に表現しておりますのは、先ほどの集中化による環境影響の問題でございまして、これについては記述しております。

それから、有料化の可能な条件というのは、確かにご指摘のとおりございますでしょうが、これはやはり市民意識も踏まえて、ケース・バイ・ケースというところがございます。そういう点で、一律に触れることが困難でございますので、今後、有料化等を具体的な課題としてご議論いただく上で、このあたりを明確にしていただければと思っております。

南会長 どうもありがとうございました。

確かに、それぞれの視点から見れば、明確にすることの困難さ、あるいはそれによる

問題点がいろいろあるかと思います。これに関しまして、私自身もずっと読ませていただいて、この部会で相当検討いただき、加えて、196件という非常にたくさん寄せられたパブリックコメントに対しても、一つ一つ入念に検討され、それらを踏まえて、修正すべき点はかなり修正もされているというように評価しております。そういうことを踏まえて、本日ここに提出されました処理計画案、これを最終案として本審議会でお認めいただくという方向でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、いろいろご意見もございましたが、それらは今後配慮することを踏まえて、ここに提出いただきました廃棄物処理計画部会からの大阪府廃棄物処理計画案は、原案のとおり採択させていただいて答申する、そういう方向で処理させていただきます。寺島部会長を初め部会の先生方、どうもありがとうございました。委員の皆様方にもご協力、本当にありがとうございました。

それでは、これで議事6を終わらせていただきます。

引き続きまして、議事7、化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準に関する水質規制部会報告に移らせていただきます。

この件につきましては、平成12年8月の審議会において知事から諮問を受けまして、その後、水質規制部会において検討をしていただいておりました。近藤部会長の方から、検討結果の報告をよろしくお願ひします。

近藤部会長 水質規制部会の近藤でございます。ただいま会長からお話をございましたように、平成12年8月3日に知事から諮問を受けまして、その後、鋭意検討を行つてしまりましたが、最終案がまとまりましたので、検討経過並びに検討結果についてご報告申し上げたいと思います。

お手元の資料4-1が部会の報告書でございまして、その概要を資料4-2にまとめております。その4-2について、少しご説明をさせていただきたいと思います。

まず、3ページをあけていただきますと、審議経過を示しております。諮問を受けまして、まず水質総量規制部会が設置されましたが、その後、平成13年に水質規制部会と名称が変更になりました。平成12年から始まって、きょう報告ということで、大変時間がかかっているようでございますけれども、実は国の総量削減の基本方針が大変おくれておりまして、ようやく平成13年12月にでき上がったということで、私どもこれをもとに鋭意検討させていただいて、今日に至ったわけでございます。

この報告の内容でございますが、資料4-2の1ページからご報告申し上げております。

す。また、先ほどの3ページにありますように、その当時から今日まで、会長から指名されました部会の委員、私を含めて5名の委員で審議をいたしました。

まず、資料4-2の1ページをごらんいただきたいと思いますが、水質総量規制制度は、これまで4次にわたって実施されました。大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の削減に一所懸命努力されてきたのですが、大阪の水質は、改善傾向は認められておりませんの、環境基準の達成状況は決して満足できるものでないのが現状でございます。この一因として、植物プランクトンの光合成による有機汚濁物質の増加が今まで挙げられておりまして、その原因となる窒素、磷に対しても、今回の第5次から総量規制を実施していくことになったわけでございます。そういうことで、今回から窒素、磷の削減がなされるようになってまいりました。

第5次総量削減計画の内容についてでございますが、4-2の1ページの真ん中に表を示しております。国の総量削減基本方針に示された平成16年度の削減目標量を達成するために、ここにありますように、生活排水、産業排水、その他の発生源の間の均衡を図りながら、全体として効率的な削減が図られるように、表のように策定させていただきました。総量と書いてあるところが国の方針の値でございます。そして、この目標量を達成するための施策といたしましては、従来の施策を引き続き推進するとともに、発生源ごとに、下にございます削減目標量達成のための施策に重点を置くことにいたしました。

2ページでは、総量規制基準の設定の基本的な考え方を示しております。大阪府から発生する負荷量が多いことから、可能な限り削減を図るということで設定を行っている次第でございます。

以上、概要につきましてご報告をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

南会長 どうもありがとうございました。ただいまの近藤部会長のご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見はございませんでしょうか。——特に無いようでございますので、それでは、ただいまの部会報告についてご了承いただいたものといたしまして、この部会報告を答申とするということにさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、近藤部会長からいただいた部会報告のとおりの内容で答申することにさせていただきます。

なお、かがみにつける答申文の作成等につきましては、ご一任をいただきますように

よろしくお願い申し上げます。

引き続いて、議事8に移らせていただきます。水質環境基準に係る河川の類型見直しに関する水質規制部会報告でございます。

この件につきましては、前回の審議会において諮問を受けまして、その後、水質規制部会でご検討いただいたおりました。これにつきましても、近藤部会長の方からご報告をよろしくお願ひします。

近藤部会長 平成13年12月26日に知事から諮問を受けまして、規制部会で検討しました結果を第1次報告として取りまとめましたので、ご報告申し上げたいと思います。

お手元の資料の5-1が部会の報告書でございまして、5-2がその概要をまとめたものでございます。

まず、第1次報告の1ページでございますが、これは基本的な考え方でございまして、大阪府では、平成4年に類型指定を見直して以来、約10年が経過しております。その間に、水質汚濁の状況、あるいはその利用目的等に変化が見られる河川が多くございまして、今後、河川水質の一層の保全を図るために、これまでのいろいろな変化に対応した適切な類型指定への見直しを行うことが大変重要であると考えられております。

こうした中で、まず国において、平成13年3月に神崎川及び猪名川下流の類型指定の見直しが行われたところでございます。そこで、両水域の上流に当たります安威川等の11水域の類型との整合を速やかに図る必要がございまして、といいますのは、神崎川と猪名川の下流の方が先に類型指定となりましたので、上流の方をもう一度考え直さなくてはならないということで、当部会では、まず上流の安威川等の11水域について類型見直しを審議し、第1次報告として取りまとめてご報告する次第でございます。

その見直しの考え方と検討内容についてでございますが、今回の見直しの考え方いたしましては、国による神崎川、猪名川下流の類型との整合を図ることがまず必要でございますので、その観点から、国の考え方を基本にいたしまして、河川の汚濁の代表的な指標でございます生物化学的酸素要求量に主眼を置き、当該河川の現在及び将来の状況を踏まえて必要な見直しをしたわけでございます。

具体的な検討は、個々の水域ごとに、その利用目的あるいは現行類型の達成状況を考えながら、将来の達成見込みを考えて、できるだけ上位の類型への指定が行えるように検討を行ったわけでございます。水域ごとの利用目的や水質の現況などを整理しましたものを9ページに示させていただいておりまして、その水質の経年変化に関しましては、

非常に細かい数値が書いてございますが、10ページに記載させていただいております。

次に、水域類型と達成期間についての検討結果を、3ページの下段から記載させていただいております。各水域を、現状の利用目的と整合しないために適切な利用目的の類型に見直す水域、あるいは現況水質が上位類型を達成していて、現況水質を保全するために上位の類型に見直す水域とか、将来、上位類型の達成が見込まれるため、上位類型の水質を目指して見直す水域など、いろいろ詳しい内容に区分させていただいております。

最後に、これら見直した環境基準の達成の方途を、さらに、今回の見直し検討に引き続きましてその他の河川についても速やかに見直しの検討に着手し、できる限り早い時期に結論を得る必要があるとの考え方を述べまして、報告書といたしております。

なお、部会で行いましたパブリックコメントでは、自然と触れ合うことができる河川を目指した類型指定のあり方についてのご意見などが寄せられまして、部会ではこれらの意見を十分検討し、この報告書の中で直させていただいた次第でございます。

いずれにしましても、E類型であった神崎川が非常にきれいになりましたということをここでもう一度皆さん方にご報告させていただき、引き続きいろいろな河川についても努力していけばこういうことになるでしょうということを申し上げて、私の報告にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

南会長　近藤部会長、どうもありがとうございました。ただいまのご報告に対して、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。——特に無いようですので、それでは、ただいまの部会報告を了承いただいたものといたしまして、この報告をもって答申することにさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

水質規制部会の近藤部会長をはじめ委員の先生方、どうもありがとうございました。

本日用意いたしました議事は以上でございます。せっかくの機会でございます。何かご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

特に無いようですので、それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

閉会　午前11時26分